(6)に掲げる地点から三四五度二二分五二秒七七・三六六メートルの地点
(7)に掲げる地点から三五二度一二分一五秒一一五・五〇一メートルの地点
(8)に掲げる地点から三五〇度五七分五四秒一九・七九八メートルの地点
(9)に掲げる地点から三五二度〇九分三六秒三〇・三六五メートルの地点
(10)に掲げる地点から三五二度四八分三二秒六一・三六九メートルの地点
(11)に掲げる地点から三五二度一四分二五秒一〇〇・七一二メートルの地点
(12)に掲げる地点から八三度五六分四七秒五九・四二五メートルの地点
(13)に掲げる地点から八三度五六分四六秒一五・七九七メートルの地点
(14)に掲げる地点から一七三度〇六分一〇秒三〇一・九七五メートルの地点
(15)に掲げる地点から一六二度一二分四一秒一七〇・五四〇メートルの地点
(16)(15)に掲げる地点から二五六度〇一分二六秒二六・六一三メートルの地点

○国土交通省告示第三百七十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成三十年二月二十三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月七日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5524号	航海用レーダー	FAR−3320W−24CF	古野電気株式会社	兵庫県西宮市芦原町9番52号

○国土交通省告示第三百七十九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成三十年二月二十三日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月七日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4621号	航海用レーダー	FAR−2827−20AF	古野電気株式会社	ソフトウェアの変更
第4622号	〃	FAR−2827−24AF	〃	〃
第4633号	〃	FAR−2127−20AF	〃	〃
第4634号	〃	FAR−2127−24AF	〃	〃
第4635号	〃	FAR−2117−20AF	〃	〃
第4655号	〃	FAR−2837S−36AF	〃	〃
第4664号	〃	FAR−2137S−36AF	〃	〃
第4675号	〃	FAR−2827W−24AF	〃	〃
第4676号	〃	FAR−2837SW−36AF	〃	〃
第5147号	〃	FAR−2157−4A	〃	〃
第5328号	〃	FAR−3220−20CF	〃	〃
第5329号	〃	FAR−3230S−36CF	〃	〃
第5330号	〃	FAR−3320−24CF	〃	〃
第5331号	〃	FAR−3330S−36CF	〃	〃
第5332号	〃	FAR−3330S−SSD−36CF	〃	〃
第4640号	〃	FA−2107	自動物標追跡装置	〃
第5333号	〃	FA−3200	自動衝突予防援助装置	〃
第4623号	〃	FA−2807	〃	〃
第5334号	〃	FA−3300	〃	〃

○国土交通省告示第三百八十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定により横浜国際港都建設計画北仲通南地区第二種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年三月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　市街地再開発事業の種類及び名称
横浜国際港都建設計画北仲通南地区第二種市街地再開発事業
二　事業施行期間
事業計画の認可の公告の日から平成三十四年度まで
三　施行地区及び工区
施行地区　神奈川県横浜市中区北仲通五丁目、同六丁目、本町五丁目及び同六丁目の各一部
第一工区　神奈川県横浜市中区北仲通五丁目、同六丁目、本町五丁目及び同六丁目の各一部
第二工区　神奈川県横浜市中区本町六丁目の一部
四　施行者の名称
独立行政法人都市再生機構
五　事務所の所在地
東京都新宿区西新宿六丁目五番一号
六　施行規程の認可の年月日
平成二十七年十二月十五日
七　事業計画の認可の年月日
平成二十九年五月三十一日
八　事業計画の変更の認可の年月日
平成三十年二月二十日

○国土交通省告示第三百八十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
慈光寺川